

令和6年7月4日	
所 属	上下水道部料金担当
所属長	中道 直生
電 話	06-6489-7437

受水槽清掃にかかる水道料金の請求金額の誤りについて

水道利用のための受水槽が設置されている建物で、当該受水槽を清掃された場合にお支払いいただく水道料金について、令和6年6月27日に発送した納入通知書の請求金額に誤りがあることが判明しました。

今回の事案が発生したことで、対象者の皆様にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げますとともに再発防止を徹底してまいります。

1 覚知日時

令和6年7月2日（火）午前10時

2 内 容

請求金額に消費税相当額が加算されておらず、消費税額を誤って内税として算定

3 原 因

システム更改後の金額算定プログラムの不備及び帳票確認作業の遺漏

4 対象件数

2, 271件

5 不足金額合計

338, 166円

6 今後の対応について

- (1) 対象者に対してのお詫び文の発送
- (2) 不足額分の納入通知書を対象者へ送付
- (3) ホームページ上に本事案の概要、並びに、今後の対応について掲載

7 事務処理誤りの再発防止に向けた今後の取り組み

今回の事案は、人為的ミス等が原因であり、今後は帳票等の出力時において、複数人によるチェックシートを用いた確認作業を徹底することにより、再発防止に取り組んでまいります。

以 上